

令和8年度における入札・契約制度の改正について

本市では、入札・契約手続きの公平性・透明性・競争性をより一層確保するとともに、適正な履行確保と事務の効率化を目指して入札・契約制度の改正を行ってまいりました。令和8年度においても、以下のとおり入札・契約制度の改正を行います。

I 総合評価落札方式における標準点の見直し

ダンピング対策の強化を目的に、調査基準価格を下回る額で入札を行った者の標準点を、標準点に93/100を乗じた点数とする運用に改めます。

<標準点を100点とした場合の評価値算定式>

従来
調査基準価格以上で入札した場合 評価値 = (標準点 (100点) + 加算点 (5 ~ 22点 + 1点)) / 入札価格
調査基準価格未満で入札した場合 評価値 = (標準点 (100点) + 加算点 (5 ~ 22点)) / 入札価格

↓

変更後
調査基準価格以上で入札した場合 評価値 = (標準点 (100点) + 加算点 (5 ~ 22点)) / 入札価格
調査基準価格未満で入札した場合 評価値 = (標準点 (93点) + 加算点 (5 ~ 22点)) / 入札価格

※その他の総合評価落札方式における変更点は、兵庫県電子入札共同運営システムポータルサイトに掲載する「総合評価落札方式による競争入札の変更点について (令和8年度)」をご確認ください。

II 労務費ダンピング調査の導入

適正な労務費の確保に向けて、契約課が発注する工事契約の入札の落札者又は落札候補者を対象に労務費ダンピング調査を実施します。

<労務費ダンピング調査の概要>

入札時に提出された積算内訳書に記載されている直接工事費が、一定水準※を下回る場合は書面により理由の確認を行います。なお、合理的な回答が確認できなかった場合は、国土交通省 (建設Gメン) へ通報します。

※一定水準 = 本市設計における直接工事費 × 0.97

Ⅲ 建設関連コンサルタント業務における前金払制度の導入

受注業者の円滑な資金調達による適正な業務の履行及び賃金の支払い等の促進を目的として、新たに建設関連コンサルタント業務（当初契約金額が100万円以上）を対象に前金払制度を導入します。

Ⅳ 建退共制度の取扱い見直し

建退共掛金収納書を貼付した証紙購入確認書類の提出期限を以下のとおり見直します。

（現行）契約締結時 → （改正後）契約後1か月以内

Ⅴ 随意契約における見積合わせの電子化

契約課において行う工事契約の随意契約の見積合わせにおいて、電子入札システムを用いた見積合わせを導入します。

Ⅵ 適用時期

I～Vの改正は、令和8年4月1日以降に発注する案件より適用